

2025 年 4 月 16 日

各 位

会社名 森下仁丹株式会社
代表者名 代表取締役社長 森下 雄司
(コード番号 4524 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員 管理本部長 吉田 秀章
電話番号 06-6761-1131(代表)

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 16 日開催の取締役会において、役員報酬制度を改定するとともに、取締役個人別の報酬額の算定方法を明確にするために「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【役員報酬制度改定の目的等】

優秀な経営人材を獲得・維持・育成するため、競争力ある水準とし、現制度よりも一層、持続的な成長を動機づける業績連動比率を持たせ、中長期的な経営効率向上やサステナビリティの取り組みを推進するインセンティブを取り入れることで、更なる企業価値の最大化を図ることを企図した役員報酬制度とするものです。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

当社の役員報酬は、伝統を基盤としつつ社会の新たな変化へ対応し、当社の継続的な企業価値向上の実現をリードすることのできる優秀な経営人材を獲得・維持し、その職務の執行に対する適切なインセンティブを付与するための手段として位置づける。そのため、当社は次の 3 つを役員報酬の基本方針とする。

- ①競争力ある報酬水準
- ②報酬水準と役割・責任との比例
- ③固定額報酬と変動（業績連動）報酬との適切なバランス

2. 取締役の報酬等の水準

取締役の報酬等の水準は、世間水準および当社従業員の給与水準等を勘案して決定する。

3. 取締役の報酬等の構成

- 1) 当社の取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬および株式報酬（譲渡制限付株式を割当てるための報酬）とする。
- 2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2018 年 6 月 28 日開催の株主総会において、その報酬総額を月額 13 百万円以内として承認を得ている。
- 3) 前 2) の報酬枠とは別枠として、金銭報酬債権の総額は、2019 年 6 月 27 日開催の株主総会において、その報酬総額を年額 30 百万円以内として承認を得ている。
- 4) 業務を執行しない取締役については、経営における役割を勘案して固定報酬として支給する。

4. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は基礎的な役務提供に対する対価として、代表権の有無および委嘱された執行役員の役位（以下役位という。）ならびに当社の財務状況を総合的に勘案してその額を決定し、12 分割して毎月均等に支払う。

5. 業績連動報酬等の内容ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

(1) 業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、また当該事項に対するステークホルダーへのコミットメントを明確にするため、重要業績評価指標（KPI）を反映した当期の現金報酬として12均等分割した額を毎月、月次の基本報酬にあわせて支給する。

業績連動報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期の連結営業利益、営業利益率、売上高とする。

(2) 株式報酬（譲渡制限付株式の割当てのための報酬）

株式報酬は中長期的企業価値向上を図るインセンティブとすることおよび、サステナビリティの実現に貢献することを目的に重要業績評価指標（KPI）を反映した当期の株式報酬として予め定めた時期に年1回支給する。

株式報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期のROE、ESG指標（環境指標、健康経営指標、ダイバーシティ指標）とする。

6. 報酬の割合

当社の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の種類別の報酬構成比率については、各KPI目標100%達成時の目安として、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝70：15：15とする。

社外取締役および監査等委員については、固定報酬のみとする。

報酬水準および報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

7. 報酬の決定方法

1) 本方針の変更および役員報酬規程の改定を行う場合は、管理本部管掌役員が発案し、取締役会の決議によって決定する。なお、報酬枠および報酬の種類の変更を伴う場合は、株主総会の決議をもって改定する。

2) 取締役の個別の基本報酬および業績連動報酬、株式報酬の額は、取締役会により一任を受けた代表取締役社長が役員報酬規程に基づき会社業績等をふまえて決定する。一任する理由は、当社の全部門を統括している立場から、最も公平・公正な評価・判断が可能と考えるからである。

3) 取締役会は上記1)および2)の決定プロセスにおいて、適時適切に指名・報酬諮問委員会に諮問を行い、その答申内容を尊重して意思決定を行うものとする。

以上